

## 令和5年度 第5回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和6年3月15日（金）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 新潟労働局会議室

（事務局）

ただいまから令和5年度第5回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日、委員の皆様全員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また本日の審議会は、新潟地方最低賃金審議会運営規定第6条に基づき公開することとなっております。傍聴人の方を応募したところ、応募がありませんでした。よって、本日は傍聴人の方はおられません。

続きまして、昨年8月の令和5年度第4回審議会以降、2名の委員の方が新任されましたので、ご紹介させていただきます。新任委員の方は私のほうでお名前を読み上げますので、恐れ入りますが、ご起立だけお願いしたいと思います。

お一人目の方ですけれども、労働者代表委員の桑原委員がご退任されましたので、新たに遠藤委員が任命されました。遠藤委員、ご起立お願いいたします。

（遠藤委員）

連合新潟の遠藤と申します。よろしくお願ひいたします。

（事務局）

ありがとうございます。

もうお一方、使用者代表委員の阿部委員がご退任されましたので、新たに田中委員が任命されました。田中委員、ご起立お願いします。

（田中委員）

原信ナルスオペレーションサービス株式会社の田中です。よろしくお願ひします。

（事務局）

ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。以降の議事進行につきまして、長谷川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(会 長)

皆様、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)の「特定最低賃金の改正について」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

(室 長)

皆様、お疲れさまです。私のほうから、特定最低賃金の改正についての審議結果についてご説明申し上げたいと思います。お手元の資料 3 にリーフレットが入っております。資料下から 2 番目にこういったリーフレットが入っていると思いますので、こちらをご覧いただきたいと思います。すでにご存じのことと存じますけれども、特定最低賃金の 3 業種すべてが専門部会で結審し、すでにそれぞれ発効されておりますが、改めてご報告いたします。まず、電子部品・デバイス等製造業についてです。電子部品・デバイス等製造業に係る最賃につきましては 965 円から 40 円引き上げられて 1,005 円、自動車等小売業につきましては 961 円から 36 円引き上げられて 997 円、各種商品小売業につきましては 842 円から 90 円引き上げられて 932 円、それぞれ専門部会において全会一致で結審しましたので、審議会令第 6 条 5 項を適用し、同時に答申されました。その後、異議申し出がなされませんでしたので、自動車等については 12 月 20 日、電子部品・デバイス等については 12 月 27 日、各種商品小売業については 12 月 30 日にそれぞれ発効しましたことをご報告します。

以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、ただいまの事務局の報告により、すべての専門部会がその任務を終了したことを確認しました。そのため、審議会令第 6 条 7 項に基づき、廃止することいたします。ご異議ございませんか。

ご異議がないようですので、専門部会を廃止することといたします。

引き続き、事務局から報告をお願いいたします。

(室 長)

引き続きまして、特定最低賃金の意向表明についてご説明申し上げたいと思います。特定最低賃金の意向表明についてですが、その前に、本年 4 月 1 日より、日本標準産業分類が改定されることとなりました。この改定によって、特定最低賃金のうち、各種商品小売業の適用業種範囲に影響が生じることになります。つきましては、改定の概要を先にご説

明させていただいたのちに、意向表明についてご説明申し上げたいと思います。

資料 1 をご覧ください。日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについてということです。これは本省のほうから出されている資料です。今回の改定の目的あるいは背景について総務省は、コロナ禍を背景とした産業動向や脱炭素の取組等を把握するための分類項目の新設等を行ったとされています。

改定の概要については割愛させていただきますが、各種商品小売業にかかわる改定内容についてご説明させていただきたいと思います。資料の中ほど2番、日本産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金ということでございます。今回の改定に伴って、従来、同一の細分類であった百貨店、総合スーパー、この2番目のところの左側の表の中ほどにありますけれども、これが新しく百貨店と総合スーパーに分割して新設されるということです。従来、中分類、飲食料小売業に分類されていたコンビニエンスストア、あるいは中分類その他の小売業に分類されていましたドラッグストア、ホームセンター、が各種商品小売業に移動するというのです。さらに、均一価格店、いわゆる百均ですね。これについても新設をされたということです。従来の産業分類の範囲が拡大されたということです。併せて、その他の各種商品小売業については内容に変更はありませんが、名称が変更になったということでございます。

以上の変更によって、現行の各種商品小売業の範囲が拡大をするということとなります。この改定に伴って特定最低賃金はどのように対応するのかというのが、3番目の日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイントをご覧くださいと思います。申し出を行う者に対しては、現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認してくださいということです。適応対象業種の範囲を変更するものでない場合、従来どおりの場合は改正という取扱いになります。つまり、適用労働者数については3分1以上の合意が必要ということでございます。適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設という扱いになります。新設ですので、適用労働者の2分の1以上の合意が必要ということです。変更範囲が拡大あるいは縮小いずれの場合であっても新設という扱いになることに留意が必要となっています。今申し上げた考え方に基づいて、今回の意向表明について対応するということにさせていただきたいと思います。

意向表明については、資料 2 に作らせていただいております。次年度の特定最低賃金の改正の申し出を行う予定がある業種については、審議会の年間審議スケジュールなどの調整を図り、円滑な審議を行うといった趣旨から、毎年度末に開催しております審議会で意向表明をしていただき、委員の皆様にご確認をいただいているということになっております。ご承知のとおり3業種ありますけれども、お手元の資料のとおり、今般、3業種す

べてにおいて関係労働組合から意向表明がなされましたことをご報告いたします。

先ほどご説明申し上げましたとおり、本省から示された考え方に基きますと、今回、意向表明がなされました各種商品小売業については、適用対象業種の範囲を変更するものではないということをお側委員に確認済みです。よって、本意向表明については従来どおりの適用業種の範囲内における金額改正にかかる意向表明であると認められます。今後、7月末を目途に申し出をご提出いただきますが、これについては適用労働者数のおおむね3分の1以上の合意があることが要件となっているところでございます。なお、適用労働者数及び適用使用者数については、最新の経済センサスに基づいて追ってお知らせさせていただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、意向表明なのですが、加えて日本産業分類の改定、適用範囲についての確認がございました。意向表明された委員の皆様、補足などがありましたら、お聞かせください。

また、各種商品小売業については事務局から説明がありましたとおり、適用対象業種の範囲には変更がないということによろしいでしょうか。

ただいまの報告について、ご意見やご質問はございませんか。

(徳武委員)

私が聞くのも変といえば変なのですが、審議会資料 1の2、日本産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金の下に旧分類と新分類の表がありまして、新分類の一番下なのですが、その他の各商品小売業とか載っていて、変更内容に名称の変更と書いてあるのですが、右側の旧産業分類の同じ番号を見ると、やはりその他の各商品小売業と書いてあって、どこの名前が変わったのか、いまいち読み取れないのですが、こういった変更になるのか、具体的に教えていただければと思います。

(室 長)

ここの表の中で記載されていなくてなかなか分かりにくく申し訳ないのですが、従業員が常時 50 人未満のものが旧産業分類の中では表記されているのです。つまり、その他の各種各商品小売業（従業員が常時 50 人未満のもの）という表記だったものが、新しい標準産業分類では、その他の各種商品小売業となっております。ただし、解説の中には、主として他に分類されない衣食住にかかる各商品を小売する事業所（従業員が常時 50 人未満のもの）という解説の中で 50 人未満というのが増えたという意味で、細かいで

すけれども変わったということです。

(徳武委員)

よく分かりました。ありがとうございます。

(木南委員)

一応確認なのですけれども、今後、新分類の5699というのは、5611から5661に50人以上であれば該当するものの50人未満のところは基本的には入ると。ただ、その他の新しい分類の5699のその他各種商品小売業のうち、本来ならば5611か5621に属するような業態のところのみが今回の特賃の改正の申し出と。その他の各種商品小売業の中でも今後は適用対象になるものと、適用対象ならないものを今後は旧産業分類のまま区別して議論しましょうということによろしいわけですね。

(室長)

おっしゃるとおりでございます。

(木南委員)

ありがとうございました。一応確認させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。ほかには何かございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に入ります。議題(2)「その他」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(室長)

「その他」についてですけれども、お諮り、ご確認していただきたいことが3点ございます。1点目は最低賃金に関する労働組合からの要請について、2点目は資料3にあります令和5年度各種最低賃金周知広報実施状況等について、3点目は資料4、令和6年度新潟地方最低賃金審議会日程(案)についてです。私のほうからは、最低賃金に関する労働組合からの要請についてご説明申し上げます。これは資料等はございません。

すでにマスコミでも報じられましたとおり、3月6日に新潟労働局長に対して、物価高騰に伴う地域別最低賃金の再改正にかかる要請がありました。要請は、新潟県労連を含む90団体から新潟労働局長あてに提出されておりますことをご報告いたします。

(会長)

3点のあるうちの1点目を説明いただきました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、引き続き、2点目につきましてご説明願います。

(賃金指導官)

2 点目につきましては私のほうからご説明させていただきます。

議題(2)「その他」につきまして、今年度の新潟県最低賃金、特定最低賃金の改定金額に関する周知広報活動状況をご説明させていただきます。資料 3、令和5年度各種最低賃金周知広報実施状況をご覧ください。今年度実施いたしました最低賃金の周知公報の内容となっております。地域別最低賃金は9月、特定最低賃金については12月を中心に実施しております。県関係行政機関、市町村、事業者、労働団体、商工団体、関係団体などへの周知のほか、県内教育機関、交通機関、道の駅、百貨店及び大型総合スーパー(イオン、アピタなどの各店)、さらには、県立病院、運転免許センターなどの地域機関などに対しましてポスター掲示の対応を行いました。昨年度は道の駅を対象に加えましたが、今年度は新たに新潟県内の日帰り温泉の58施設並びに新潟県内主要駅の13駅を加えました。なお、新潟県内すべての市町村における広報紙への掲載につきましては、当賃金室より懇切丁寧に電話等により依頼した結果、昨年度に引き続き、2年連続100パーセント達成されていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

最低賃金ポスターデザインコンテストに関しましては、今年度で第19回目の開催となり、新潟県からもご協力もいただいているところです。今年度は専門学校と一般の方から103作品の応募がありました。最低賃金ポスターデザインコンテストにつきましては、ご応募いただきました全作品ならびに最優秀、優秀、特別賞の各作品につきまして、新潟労働局ホームページに掲載いたしました。さらに、来年度以降のコンテストへの応募を考慮し、特に学校関係機関に対してはポスター掲示の依頼の際に、新潟労働局ホームページに全作品について掲載されていることをご案内させていただいております。最終選考の投票にかかわりましては、長谷川会長から、お忙しい中ご足労いただきありがとうございます。また、佐々木会長代理、徳武委員からもメールでご投票いただき、ありがとうございました。資料にありますように、ポスターデザインコンテストの最優秀作品は新潟県のすべての最低賃金を記載したポスターとリーフレットを作成し周知広報に努めたところです。外国人労働者の皆さんに対しては多言語コンタクトセンターを活用して、新潟県独自の最低賃金外字版、英語、中国語、ベトナム語のリーフレットを作成し、外国人技能実習生管理団体等を通じ周知を図っていきます。最低賃金の影響を受ける派遣労働者等への周知には、派遣元事業主及び認定職業紹介事業所を通じ周知を図っております。なお、これら以外にも最低賃金額の改正や効力発生などが生じた時点で、適宜プレスリリースを行っていることも報告させていただきます。

以上、最低賃金の周知広報実施状況についての説明となります。

(室 長)

引き続きまして、横書きの資料 3 をご覧いただきたいと思います。賃金引き上げに向けた中小企業等への支援にかかる労働局の主な取組についてご説明させていただきます。本年度の答申において最低賃金の履行確保のためには、中小事業者等への支援が重要であるといったことが確認されたところでございます。それを踏まえて、この間の当局の取組の概要をご報告させていただきます。まず(1)助成金です。中小企業、中小事業者等の生産性向上を支援するための各種助成金の活用促進を図ってきたところです。具体的には、(2)の にありますように、昨年7月に「賃金引き上げ・人材育成支援セミナー」と題して、業務改善助成金・キャリアアップ助成金・人材開発支援助成金の活用をならびに活用した事業場の事例発表といったことを行い、助成金への理解、活動促進を図ったところです。特に(1)の助成金の表をご覧になっていただきたいと思うのですが、業務改善助成金については、昨年12月の時点での数字ですけれども、昨年度同月比、新潟局では約4倍、全国においても2.3倍とほかの助成金と比較しても突出した増加になっていることをご覧いただければと思います。

価格転嫁を円滑に推進するための取組として、(2)の をご覧いただきたいと思いますが、昨年11月から12月にかけてオンラインセミナーを3回開催しました。価格転嫁の円滑な推進が懸念されるトラック運送事業者、建設事業者、製造業等事業者を対象に開催したところです。開催にあたりましては、ここの記載のとおり、所掌官庁である国土交通省北陸信越運輸局、北陸地方整備局、公正取引委員会、さらには新潟県、こうした機関と連携を図り支援策、制度について説明し、理解を求めました。経営者協会、連合新潟さんからも応援いただいたことに対して改めてこの場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

(3)のとおり、監督指導時に、これは昨年度に引き続いてですけれども、地域、業種、職種ごとの平均的な賃金の提示、あるいは賃金引き上げに向けた検討の働きかけ、こうしたことを行っています。加えまして、下請取引の適正化にかかわって、監督指導時に通報対象確認シートを配布することによりまして、下請代金支払遅延等防止法等の違反の有無を確認するとともに、中小企業庁への通報制度も運用しているところです。

今後も、賃金引き上げに向けた各種支援策について効果的な取組を継続していきたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

(会 長)

ありがとうございました。本年度の最賃の周知広報だったり、また支援に対する取組状

況をご説明いただきました。ただいまの報告につきましてご意見やご質問はございませんか。

(徳武委員)

今、最低賃金の広報の関係と賃上げに向けた支援の取組ということでご説明いただきました。ありがとうございました。意見というか、要望というか、申し上げたいのですけれども、まず1点目ですが、最低賃金の広報についてです。私自身も今年、今まで以上に最低賃金のポスターを見たなという記憶がございます、今、お聞きしますと、例えば駅とか日帰り温泉施設とか、今まで掲示のなかったところに掲示をされたということで、いろいろ工夫をして広報されたということなのですけれども、確かに今年は、先ほど申し上げたように、見る機会が非常に多くて、非常に効果的だったのかなと思っております。ただこれを拝見しますと、例えば駅とか、期間を区切ったの掲示だということで、もっと長くやればいいのと思ったのですけれども、お聞きしたところでは、掲示するための予算の都合がいろいろとあるということですので、そういった中で非常に工夫されていたのかなと思いました。

もう1点、最低賃金だけではなくて、賃上げに向けたいろいろな取組ということで、助成金については今ほどお話しされたように、新潟労働局様では全国を上回る伸び率で、これも事業者に対するご支援の成果かなと思っておりますし、また、ここに書いていないのですけれども、年収の壁・支援強化パッケージというのが始まりましたけれども、私どもは1月に新潟労働局さんの担当の方から講師としておいでいただいて、企業向けに説明会をやっていただきました。これは定員いっぱい受講者が集まったのですけれども、お話を聞きすると、年収の壁・支援強化パッケージというのは正直、分かりにくいところがたくさんあるのですけれども、企業の実務担当者の方から、まずは制度の内容とかそういったものを理解できたということと、印象深かったのは、経営者の方とか担当の方が会社に戻って従業員の方に説明ができるということで非常に好評だったということでございましたので、今後も引き続き、私どもも周知にご協力する立場でもありますけれども、逆にそういった形で支援をお願いできればと思っておりますので、お願い申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。コメントはいいですか。

(室長)

ご意見ありがとうございます。限られた予算の中でいろいろな工夫をしながらやらせていただいております。皆様方から場所をお借りしながら、引き続き周知広報、あるいは中小事業主への支援の取組を行っていきたいと思います。よろしく申し上げます。



(会 長)

ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等はありませんか。

それでは、3点目につきまして、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の一番最後、資料 4 をお願いします。来年度令和 6 年度の審議会日程(案)となっております。例年 7 月くらいから審議会の本審がスタートしますけれども、今年度については、そこに書いてある日程を基本として進めていければなど。皆さんご存じのように、中央最低賃金審議会、中賃の目安が出て、第 2 回以降の審議会が進んでいくのですけれども、その日程の都合もあるかと思いますが、基本的にはこの日程で進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれては、日程の確保にご協力をお願いしたいと思います。個別の日程についてはご説明いたしませんので、見ていただければと思います。

私からの説明は以上となります。

(会 長)

ありがとうございます。日程(案)について説明いただきましたが、こちらについてはよろしいでしょうか。

(梅野委員)

まだ来年度の委員が決まっていない中ではありますが、7 月 30 日に大きな会合があって、こちらに参加できないことが予測されるので、委員が決まっていない中ではありますが、できれば変更をお願いできればと思います。

(会 長)

ありがとうございます。7 月 30 日、第 2 回の本審と専門部会の第 1 回目のところですね。

(事務局)

7 月 30 日、第 2 回の本審と第 1 回専門部会は一応ここに配置しておりますけれども、ここがまさに中賃の目安が出て、委員の皆様が目安伝達をする形になりますので、実際の細かい部分については、審議会シーズンが始まっていく中で、本省からいろいろ示されている部分もあるかと思いますが、日程を詰めていって、委員の皆様と調整を図っていききたいと思います。ここはまず案ということでいったん出させていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

(会 長)

ありがとうございます。その都度調整していくということでよろしいですね。

(事務局)

はい。

(会長)

分かりました。ほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で予定していました議事がすべて終了いたしました。議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。本年度令和5年度の新潟地方最低賃金審査会は本日が最後となりますので、西岡局長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

(局長)

本年度最後の審議会でございますので、私から一言ごあいさつを申し上げます。本日は年度末のお忙しい中、審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。委員の皆様方には昨年の夏頃からご熱心な審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本年度は長引く物価高騰が生活者の家計を直撃する中で、物価高騰に負けない賃金引き上げが課題となっているわけでありますけれども、そういう中で、本年度の審議は社会的にも大変注目されておりましたけれども、皆様方から真摯にご議論いただきました結果、最低賃金については41円引き上げ931円と大幅な引上げとなったところであります。また、特定最低賃金につきましても熱心にご議論いただきまして、3業種とも金額改正が行われたところであります。本年度の審議会が円滑に運営されましたことはひとえに公労使各委員の皆様方のご尽力によるものと思っております。改めて感謝申し上げたいと思います。今後、労働行政といたしましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づきまして、生産性向上に取り組む中小企業への細やかな支援等、中小企業、小規模事業所が賃金引き上げしやすい環境整備に真摯に取り組んでまいりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、令和5年度第5回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。